

庄内町下水道事業経営戦略

団 体 名	:	山形県 庄内町
事 業 名	:	公共下水道事業
策 定 日	:	平成 30 年 3 月 (令和4年3月中間見直し)
計 画 期 間	:	平成 30 年度 ~ 令和 9 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年3月1日(23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	平成31年4月1日 全部適用
処理区域内人口密度	23.8人/ha	流域下水道等への 接続の有無	有り
処理区数	12処理区(余目第1、2、2-1、2-2、3、4、5、6、16-1、16-2、17、18)		
処理場数	なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	[広域化]効率的な汚水処理を行うため、流域下水道への接続を行っています。 [共同化]経費節減と効率化のため、他自治体の管渠を一部利用しています。また、同様に他自治体が本町の管渠を一部利用しています。 使用料徴収に当たり、平成31年4月1日の公営企業会計移行に伴いガス・水道事業と一括徴収を行っています。 [最適化]都道府県構想に基づき、処理区域の考え方が整理されていますが、公共下水道事業として既に実施している最適化にかかわる取り組みはありません。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金1,540円に超過料金を加えた額を、使用料として徴収。 超過料金の額は、10m ³ を超える部分は1m ³ につき160.6円。 ただし、使用水量が5m ³ 以下の場合は、基本料金の2分の1の額を使用料として徴収。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	設定はありません。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	温泉水;1m ³ につき66円を、使用料として徴収。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,088	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,129	円
	令和元年度	3,146	円		令和元年度	3,176	円
	令和2年度	3,146	円		令和2年度	3,215	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名
事業運営組織	下水道事業(公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業)を1係で運営。 平成24年度に使用料等の窓口納付のワンストップ化(収納率の向上)を図るためにガス・水道事業を実施している企業課庁舎へ異動。 平成27年度に業務の効率化と今後の公営企業会計への移行を見据え建設課から企業課へ係が移管。 平成31年4月1日に公営企業会計へ移行。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	マンホールポンプ等の運転管理業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	中間見直し時点においては実施していません。
	ウ PPP・PFI	中間見直し時点においては実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	中間見直し時点においては実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	流域下水道に接続しているため、該当はありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別添「経営比較分析表」による。

(4) 施設の管理状況

別添「個別施設計画対象施設一覧(公共下水道施設)」による。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

令和2年度に変更した「最上川下流域下水道(庄内処理区)庄内町流域関連公共下水道事業計画」では、令和7年の計画人口は9,540人、令和12年の計画人口は8,280人と試算しています。
整備は概ね完了しており、毎年人口が減少している実績を踏まえると今後も処理区内の人口は、減少するものと考えられます。

(2) 有収水量の予測

人口の減少と町民の節水意識の向上により、有収水量は減少傾向にあります。
整備は概ね完了し新たな整備予定もないことから、有収水量の増加は望めない状況にあります。

(3) 使用料収入の見通し

人口の減少と町民の節水意識の向上により、使用料収入の減少が懸念される状況にあります。
使用料の見直しについては、現段階では考えていませんが経営状況を見て判断をしていきます。

(4) 施設の見通し

マンホールポンプや圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施しています。
処理施設はなく管渠施設のみであり、整備は概ね完了していることから、新たな整備予定は考えていません。
令和4年度より今後の維持管理を見据えてストックマネジメント計画を策定していきます。

(5) 組織の見通し

整備も概ね完了していることから、現状の人員体制を維持し事業を行っていきます。

3. 経営の基本方針

本町の公共下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図ることを目的に、流域関連下水道として平成6年度に事業着手しています。
公共下水道事業が担うサービスの提供を安定的に継続していくため、中長期的な事業経営の見直しなどを踏まえた財政計画を作成しながら、効率的な経営を目指します。

現在、下水道整備は概ね完了しており、経費の削減に努めながら施設の維持管理を行っていますが、今後は人口減少に伴い使用料収入が減少することが懸念されます。

また、企業債の償還については一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況にあります。

使用料収入増加の取り組みとして未接続世帯への通知や公営企業会計移行に伴いガス・水道料金との一括徴収等を行っています。
また、公営企業会計移行の際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。

施設の維持管理については、今後迎える管渠の老朽化対策として下水道ストックマネジメント計画を策定していきます。

このような中、住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供すべく、経営・資産等の状況を適切に把握するとともに、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図るため、平成31年4月1日に公営企業会計へ移行しています。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	管渠整備が概ね完了していることから、適正な維持管理に努めています。 また、施設の機能維持については、主要な管渠におけるマンホールポンプ及びマンホールポンプからの圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施し、緊急度が高いものを修繕・改築対象として投資を行います。

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

処理施設はなく管渠施設のみであり、整備は概ね完了していることから、新たな整備予定は考えていません。

令和2年度からのマンホール蓋の更新工事を継続していきます。

令和4年度より管渠等のストックマネジメント計画策定業務委託を実施します。

・広域化・共同化・最適化に関する事項

流域関連公共下水道のため、該当する施設はありません。

・投資の平準化に関する事項

耐用年数を超える施設が無いため、計画期間では考えていません。

・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

施設の運転管理業務については、引き続き民間委託をしていきます。

・防災・安全対策に関する事項

マンホールポンプや圧送管の吐出し先を選定し、5年に1回の頻度で点検・調査を実施しています。

・その他

起債償還金については、現在までに借り入れた起債に対する償還金に、更新に要する経費として発生する起債の償還額を加えて算定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	使用料の収納率向上と水洗化率向上による使用料の増加に努めていきます。
---	---	------------------------------------

- ・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
使用料収入は、人口の減少と町民の節水意識の向上により、減少が懸念される状況にあります。使用料の見直しについては、現段階では考えていませんが経営状況を見て判断をしていきます。
- ・企業債に関する事項
地方債は、流域下水道建設負担金とマンホール蓋の更新に係る起債の借入額を計上しています。
- ・繰入金に関する事項
企業債の元利償還金に対する繰入金を計上しています。
- ・資産の有効活用に関する事項
他自治体の本町の管渠を一部利用していることから負担金を計上しています。
- ・その他
督促手数料や預金利子等を過去の実績を基に計上しています。
平成31年4月1日に公営企業会計へ移行した際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)
マンホールポンプの運転管理業務を民間委託しています。
- ・職員給与費に関する事項
営業費用分として2名を計上しています。
- ・動力費に関する事項
過去の実績に基づいて計上しています。
- ・薬品費に関する事項
処理場を有しないため該当はありません。
- ・修繕費に関する事項
マンホールポンプの緊急対応と路面補修費を過去の実績に基づいて計上しています。
- ・委託費に関する事項
可能な限り長期継続契約を行うなど、委託費の削減を図った額で計上しています。
- ・その他
支払利息については、計画的な償還による企業債残高の減少に伴い年々減少する予定です。
その他経費については、基本的に過去の実績に基づいて計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	平成31年4月1日に公営企業会計へ移行した際に、農業集落排水事業と会計統合を行っています。また、使用料徴収についても、移行に伴いガス・水道事業と一括徴収を行っています。
投資の平準化に関する事項	耐用年数を過ぎている施設(管渠)はありませんが、今後の老朽化を見据え令和4年度より施設のストックマネジメント計画を策定していきます。 マンホール蓋については、計画的に更新することにより、経費の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他団体の先進事例を踏まえ、検討していきます。
その他の取組	整備が概ね完了しているため、検討予定はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>今後は使用料単価の見直しが必要と思われますが、農業集落排水使用料との画一的な見直しが求められることから、現段階での見直しは考えていません。ただし、今後の経営状況が変化した時は農業集落排水使用料も含めて見直しを検討していきます。</p>
資産活用による収入増加の取組について	<p>活用できる資産がないため、検討予定はありません。</p>
その他の取組	<p>現年分の滞納整理については、平成31年4月1日の公営企業会計移行に伴いガス水道と一括徴収を行っています。過年度分の滞納整理については、ガス水道料金担当係や納税係と連携し、個別相談等による収納率の向上に努めています。 水洗化対策については、文書による通知や訪問を継続し、水洗化率の向上に努めます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	<p>施設の運転管理業務については引き続き民間委託を行っていくため、検討予定はありません。</p>
職員給与費に関する事項	<p>一般会計同様、国及び県に準拠しています。</p>
動力費に関する事項	<p>ポンプの更新時には動力費が削減できる機器を導入しています。</p>
薬品費に関する事項	<p>処理施設が無いため該当はありません。</p>
修繕費に関する事項	<p>管渠については、今後の老朽化対策として令和4年度より施設のストックマネジメント計画を策定していきます。 マンホール蓋については、耐用年数を超えていることから、計画的な更新をすることにより、維持管理費の削減に努めています。</p>
委託費に関する事項	<p>可能な限り長期継続契約を行い、委託費の削減に努めています。</p>
その他の取組	<p>事故防止や機器の故障防止のため下水道へ異物を流さないように町民へ周知活動を行っています。</p>

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営基盤を強化し、安定的に事業を推進するために、①計画的・重点的な建設投資②効率的な維持管理③建設コストの縮減④組織の最適化に取り組み、マネジメントPDCAサイクル体制を導入し、整備の実施状況や事業経営の透明化を図ります。また、計画の進捗管理に合わせ、必要に応じて計画を見直します。</p>
---------------------	--

経営比較分析表（令和2年度決算）

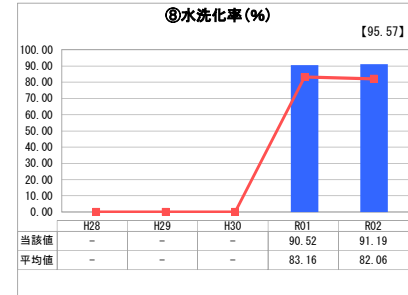
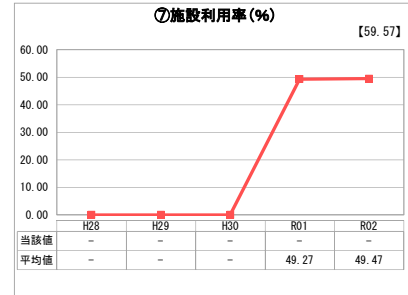
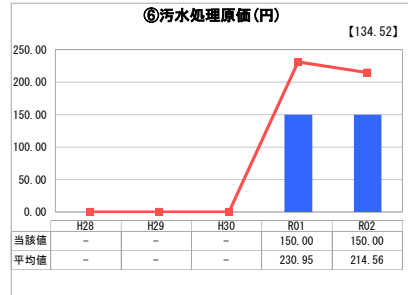
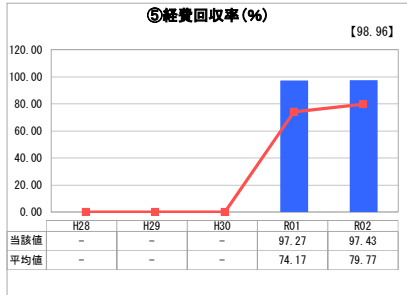
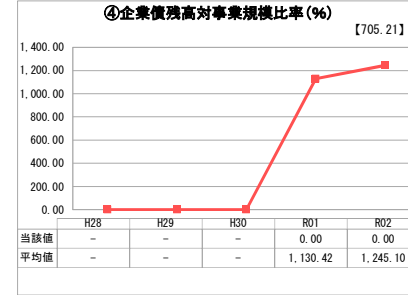
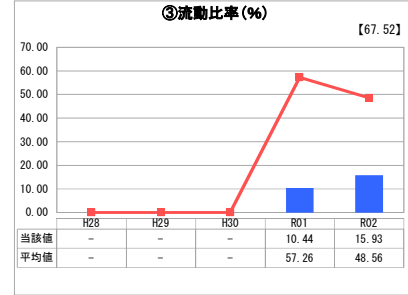
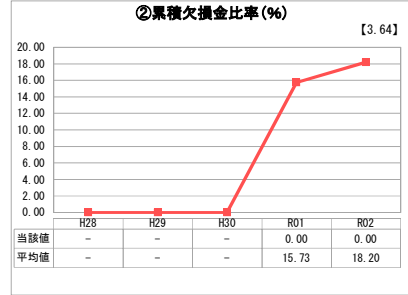
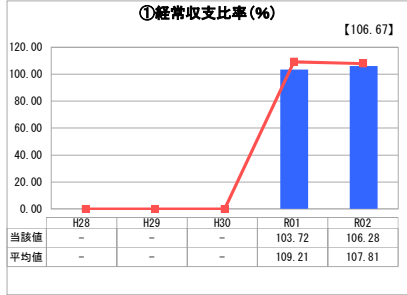
山形県 庄内町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.14	51.06	99.92	3,146

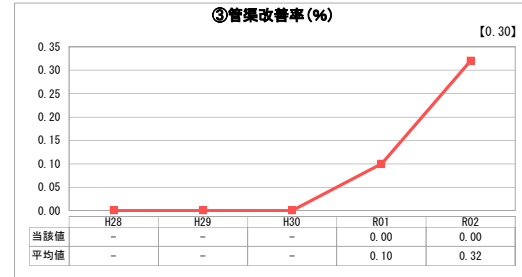
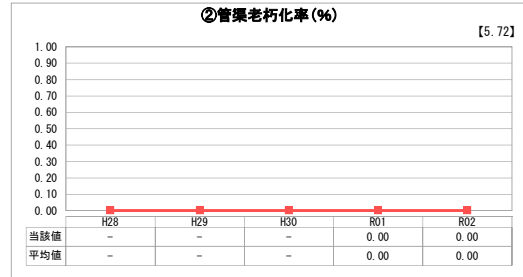
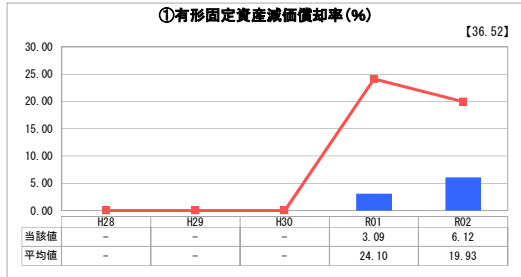
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
20,656	249.17	82.90
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
10,470	4.40	2,379.55

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和2年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

平成31年4月から地方公営企業法を適用したこと
から、比較数値は前年度のみとなっている。
経常収支比率については、黒字収支となり、累積
欠損金は発生しなかったが、健全経営を続けていく
ために、更なる費用の削減等に取り組む必要があ
る。
流動比率については、建設改良費等に充てられた
企業債の償還が大きいため類似団体平均より大幅に
低い結果となっている。
企業債残高対事業規模比率については、比率が
0%となっているが、これは一般会計を財源として
いるためである。なお、企業債残高は年々減少して
いる。
経費回収率については、類似団体平均よりも上
回ったが汚水処理に係る費用を使用料以外の収入で
賄う結果となった。
汚水処理原価については、類似団体平均よりも低
い結果となったが、流域関連公共下水道のため処理
施設は無く、流域下水道管理運営負担金に大きく左
右される。
水洗化率については、類似団体平均より高い結果
となり、毎年微増となっている。

2. 老朽化の状況について

施設は管渠のみであり、平成6年から整備が開始
されている。管渠については小口径の塩ビ管を使用
しているため、標準耐用年数(50年)を超えるもの
はない。
法定耐用年数に近い資産はほぼ無い状況のため、
管渠改善等は行っていない。しかし、今後急激に耐
用年数を迎える資産が増えることから、管渠の機能
保持のためストックマネジメント計画の策定を今後
行う予定である。

全体総括

人口減少や節水意識の向上により使用料収入の大
幅な伸びが期待できない状況に加え、企業債償還金
が多額のため、一般会計からの繰入金に頼らざるを
得ない状況にある。
今後の取り組みとして、更なる水洗化率の向上に
よる使用料収入の増加や、計画的な更新工事等によ
る費用の平準化を図る。
また、平成31年4月より地方公営企業法を適用し
たことにより、経営状況・財政状況を明確化し、健
全な下水道経営に努める。
使用料の見直しについては、農業集落排水使用料
との画一的な見直しが求められることから、慎重な
判断が必要となる。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
			(決算)	(決算)	(決算)	
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	462,261	469,592	458,576	令和元年度より地方公営企業法を全部適用
	(1)	営 業 収 益 (B)	152,714	151,989	150,585	
		ア 料 金 収 入	152,365	151,620	150,214	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)				
		ウ そ の 他	349	369	371	
	(2)	営 業 外 収 益	309,547	317,603	307,991	
		ア 他 会 計 繰 入 金	309,010	317,218	307,616	
		イ そ の 他	537	385	375	
	2	総 費 用 (D)	229,825	233,822	214,263	
	(1)	営 業 費 用	127,572	135,670	126,257	
		ア 職 員 給 与 費	20,541	21,443	21,674	
		イ そ の 他	107,031	114,227	104,583	
		ウ ち 退 職 手 当				
	(2)	営 業 外 費 用	102,253	98,152	88,006	
	ア 支 払 利 息	85,366	79,630	70,974		
	イ そ の 他	16,887	18,522	17,032		
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息					
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	232,436	235,770	244,313		
資本的 収入	1	資 本 的 収 入 (F)	40,799	41,594	45,029	令和元年度より地方公営企業法を全部適用
	(1)	地 方 債	5,900	5,200	10,008	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債				
	(2)	他 会 計 補 助 金	31,481	32,194	32,927	
	(3)	他 会 計 借 入 金				
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金				
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金				
	(6)	工 事 負 担 金	3,418	4,200	2,094	
	(7)	そ の 他				
	2	資 本 的 支 出 (G)	273,100	277,298	275,690	
	(1)	建 設 改 良 費	6,458	5,245	3,517	
		ウ ち 職 員 給 与 費				
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	266,642	272,053	265,132	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金				
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金					
(5)	そ の 他			7,041		
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 232,301	△ 235,704	△ 230,661		

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		(決算)	(決算)	(決算)	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	135	66	13,652	令和元年度より 地方公営企業法を 全部適
積 立 金	(K)	480	336		
前年度からの繰越金	(L)	15,797	15,452	15,182	
前年度繰上充用金	(M)				
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	15,452	15,182	28,834	
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)				
実 質 収 支	黒 字 (R)	15,452	15,182	28,834	
(P)-(Q)	赤 字 (S)				
赤字比率	$\left(\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$				
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	93	93	96	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)				
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (U)	152,714	151,989	150,585	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((T)/(U) \times 100)$				
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(V)				
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(W)				
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(X)				
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((V)/(X) \times 100)$				
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)				
地 方 債 残 高	(Z)	4,083,646	3,816,793	3,561,669	

○他会計繰入金

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
		(決算)	(決算)	(決算)	
収 益 的 収 支 分		309,010	317,218	307,616	
	うち基準内繰入金	309,010	317,218	294,084	
	うち基準外繰入金			13,532	
資 本 的 収 支 分		31,481	32,194	32,927	
	うち基準内繰入金	31,481	32,194	32,927	
	うち基準外繰入金				
合 計		340,491	349,412	340,543	

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成30年度 (決算)	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算) (見 込)	令和4年度 (予算ベース)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1. 営 業 収 益 (A)		139,123	140,970	139,714	138,333	136,952	135,585	134,232	132,893	131,567	
		(1) 料 金 収 入		138,830	140,704	139,446	138,051	136,670	135,303	133,950	132,611	131,285	
		(2) 受 託 工 事 収 益 (B)											
	2. 営 業 外 収 益	(3) そ の 他		293	266	268	282	282	282	282	282	282	282
		(1) 補 助 金		341,744	334,397	327,067	317,597	312,471	305,021	298,320	291,529	285,796	
		(2) 他 会 計 補 助 金 そ の 他 補 助 金		67,536	63,310	58,261	51,043	47,692	41,527	35,776	30,555	25,973	
	収 入 計 (C)	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		67,536	63,310	58,261	51,043	47,692	41,527	35,776	30,555	25,973	
		(3) そ の 他											
		収 入 計 (C)		274,203	271,082	268,792	266,541	264,766	263,481	262,531	260,961	259,810	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用	(1) 職 員 給 与 費		5	5	14	13	13	13	13	13	13
基 本 給 付 費				480,867	475,367	466,781	455,930	449,423	440,606	432,552	424,422	417,363	
退 職 給 付 費				395,652	385,391	387,024	388,087	386,468	384,780	384,416	382,933	381,870	
(2) 経 費		そ の 他		20,382	14,781	14,859	14,949	15,033	15,118	15,204	15,291	15,379	
		動 力 費		11,718	8,678	8,348	8,444	8,528	8,613	8,699	8,786	8,874	
		修 繕 費		8,664	6,103	6,511	6,505	6,505	6,505	6,505	6,505	6,505	
(3) 減 価 償 却 費		材 料 費		100,095	98,912	104,536	106,181	106,181	106,181	106,181	106,181	106,181	
		そ の 他		2,205	2,170	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	
		支 出 計 (D)		976	1,244	1,345	1,409	1,409	1,409	1,409	1,409	1,409	
2. 営 業 外 費 用		(1) 支 払 利 息		96,914	95,498	100,671	102,252	102,252	102,252	102,252	102,252	102,252	
	(2) そ の 他		275,175	271,698	267,629	266,957	265,254	263,481	263,031	261,461	260,310		
	支 出 計 (D)		67,966	61,882	55,819	49,683	46,325	40,156	34,402	29,177	24,592		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		67,904	61,808	55,687	49,545	46,187	40,018	34,264	29,039	24,454			
特 別 損 失 (G)		62	74	132	138	138	138	138	138	138			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		463,618	447,273	442,843	437,770	432,793	424,936	418,818	412,110	406,462			
特 別 損 失 (G)		17,249	28,094	23,938	18,160	16,630	15,670	13,734	12,312	10,901			
特 別 損 益 (F)-(G) (H)													
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)			9,143		293	47	47	47	47	47	47	47	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)			△ 9,143		△ 293	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47	△ 47	
流 動 資 産 (J)			8,106	28,094	23,645	18,113	16,583	15,623	13,687	12,265	10,854		
流 動 負 債 (K)				106	18,200	29,845	47,958	64,541	80,164	93,851	106,116		
流 動 負 債 中 うち 未 収 金			32,321	50,436	52,214	53,803	53,265	52,732	52,205	51,683	51,166		
流 動 負 債 中 うち 建設改良費			9,579	9,493	7,926	7,061	6,990	6,920	6,851	6,782	6,714		
流 動 負 債 中 うち 一時借入金			309,656	316,621	313,150	309,060	327,808	320,734	310,436	290,364	266,802		
流 動 負 債 中 うち 未 払 金			291,374	297,981	301,775	300,879	319,628	312,550	302,249	282,173	258,608		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)			15,774	16,545	9,342	6,207	6,207	6,207	6,207	6,207	6,207	6,207	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)				0	13	22	35	48	60	71	81		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)			139,123	140,970	139,714	138,333	136,952	135,585	134,232	132,893	131,567		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)													
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)													
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)													
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)													
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)													

令和元年度より地方公営企業法を全部適用

【見直し後】投資・財政計画

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算ベース)					
資本的収入	1. 企業債		19,555	29,435	8,828	35,768	32,468	32,468	32,468	32,468	32,468
	うち資本費平準化債										
	2. 他会計出資金										
	3. 他会計補助金		284,413	291,374	296,853	301,774	319,628	312,550	302,250	282,173	258,609
	4. 他会計負担金										
	5. 他会計借入金										
	6. 国(都道府県)補助金					2,644	1,683	7,763	2,875	2,875	2,875
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工事負担金		3,266	1,879	7,201	600	600	600	600	600	600
	9. その他										
計 (A)		307,234	322,688	312,882	340,786	354,379	353,381	338,193	318,116	294,552	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)											
純計 (A)-(B) (C)		307,234	322,688	312,882	340,786	354,379	353,381	338,193	318,116	294,552	
資本的支出	1. 建設改良費		19,640	32,861	15,894	41,199	35,977	48,137	38,361	38,361	38,361
	うち職員給与費										
	2. 企業債償還金		285,388	292,060	298,671	302,469	320,324	313,250	302,953	282,880	259,319
	3. 他会計長期借入返還金										
	4. 他会計への支出金										
5. その他											
計 (D)		305,028	324,921	314,565	343,668	356,301	361,387	341,314	321,241	297,680	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		△ 2,206	2,233	1,683	2,882	1,922	8,006	3,121	3,125	3,128	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			△ 8,102							
	2. 利益剰余金処分量			5,000	1,683	2,882	1,922	8,006	3,121	3,125	3,128
	3. 繰越工事資金			3,266							
	4. その他			2,069							
計 (F)			2,233	1,683	2,882	1,922	8,006	3,121	3,125	3,128	
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 2,206									
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)		3,466,702	3,204,077	2,914,234	2,647,533	2,359,677	2,078,895	1,808,410	1,557,998	1,331,147	

令和元年度より地方公営企業法を全部適用

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(予算ベース)					
収益的収支分			67,536	63,310	58,261	51,043	47,692	41,527	35,776	30,555	25,973
	うち基準内繰入金		67,536	62,494	57,509	50,234	46,883	40,718	34,967	29,746	25,164
	うち基準外繰入金			816	752	809	809	809	809	809	809
資本的収支分			284,413	291,374	296,853	301,774	319,628	312,550	302,250	282,173	258,609
	うち基準内繰入金		33,608	34,397	35,148	35,744	36,219	36,806	37,569	36,705	33,891
	うち基準外繰入金		250,805	256,977	261,705	266,030	283,409	275,744	264,681	245,468	224,718
合 計		351,949	354,684	355,114	352,817	367,320	354,077	338,026	312,728	284,582	